

パナマ内政・外交（２０２０年１２定期報告）

【ポイント】

○内政関連では、１２月上旬から中旬にかけ、保健省は新型コロナウイルス対策強化のため、首都圏における夜間外出禁止の時間の延長、全国レベルで群集をもたらす活動の禁止等の措置を講じた。

○また、年末年始における新型コロナウイルス対策強化のため、１５日、クリスマス、元日前後の週末完全外出禁止等、１８日には、完全外出禁止期間の拡大及び男女別の買い物制限の措置等、２７日にはパナマ県及び西パナマ県における１月４日から１４日までの外出禁止措置等を発表した。

○２１日、保健省は英国等で感染が広がる新型コロナウイルス変異種への対策として、英国及び南アフリカからパナマへの一時的入国制限の実施につき発表した。

○外交関連では、２日、フェレル外務大臣の辞任に伴い、エリカ・モイネス多国間関係・協力担当外務次官が新たな外務大臣に任命された

○６日、パナマ外務省は同６日にベネズエラで実施された国会議員選挙に関し、非難する内容の声明を発出した。

○１０日、モイネス外務大臣等は、当地において実施された第４回パナマ・米国ハイレベル治安対話に出席し、フォーラー米南方軍海軍大将等と会合を行った。

【本文】

●内政

１ 新型コロナウイルス関連規制の強化

（１）西パナマ県及びパナマ県の夜間の外出禁止時間の延長

ア １日、保健省は、４日（金）より、西パナマ県に対する夜間外出禁止時間の延長（午後９時から翌朝午前５時）及び夜間の酒類販売の禁止措置（午後７時から午前５時）を発表した。

イ ７日、保健省は上記（１）アと同様の措置をパナマ県にも適用する旨発表した。（注：パナマ県及び西パナマ県を除く他地域の外出禁止時間は、午後１１時から午前５時まで。）

（２）群集をもたらす活動の禁止

１１日、保健省は新型コロナウイルスの感染拡大に伴う対策の強化として、全国レベルで、商業、公共の場等における群集をもたらすいかなる活動も禁止するとともに、業務上の会議は、最大１０名までで、（対人）間隔の確保（２メートル）と安全衛生措置を講じることを条件とする措置を発表した。

（３）年末年始の外出制限等

ア １５日、保健省は年末年始の新型コロナウイルスの感染対策強化策として、以下のクリスマス、元日前後の週末完全外出禁止等について発表した。なお、空港、港、国境については、すべての衛生対策を遵守した上で、閉鎖しない旨も併

せて発表した。

（ア）完全外出禁止（パナマ全土）：

12月25日（金）午後7時～同月28日（月）午前5時及び明年1月1日

（金）午後7時～同月4日（月）午前5時

（イ）夜間外出の禁止及び酒類販売の禁止（パナマ全土）：

12月18日（金）～明年1月4日（月）の午後7時～午前5時（開始時間を従前の午後9時より2時間繰り上げ。）

（ウ）衛生監視網の設置：

12月23日（水）午前5時～明年1月4日（月）午前5時（La Pesa de La Chorrera、Divisa、La Villa、Chagres、Vigui等、地域間の移動制限のため）。

イ 18日、保健省は、以下の通り完全外出禁止期間の拡大及び男女別の買い物制限の措置の追加等を発表した。

（ア）12月24日（木）午後7時から12月28日（月）午前5時まで（開始日時を1日早める）

（イ）12月31日（木）午後7時から1月4日（月）午前5時まで（同上）

（ウ）上記措置の拡大に加えて、12月21日（月）から31日（木）までにおける外出可能日において、性別による買い物可能日の制限を実施する旨発表した

（女性が買い物可能な日：21、23、28、30日、男性が買い物可能な日：22、24、29、31日）。

ウ 27日、保健省は、パナマ県及び西パナマ県における年始の外出禁止措置の延長等につき発表した。

（ア）1月4日から14日までの間、パナマ県及び西パナマ県において外出禁止とする。一部例外を除き、各種営業も閉鎖される。

（イ）ただし、食料や薬などの必需品の買い物については、身分証末尾に基づく指定された時間帯に限り、女性は月曜、水曜、金曜、男性は火曜、木曜のみ外出を許可する。

（ウ）午後8時から夜間外出禁止とする。

（エ）その他の県においては、（上記外出禁止措置は取られないものの）午後7時から夜間外出禁止とする。

（オ）1月9日（土）、10日（日）の週末は全国で完全外出禁止とする。

（カ）衛生監視網については、1月4日午前5時から14日午前5時までの間維持される。

（4）英国、南アからパナマへの一時的入国制限の実施

21日、保健省は英国で感染が広がる新型コロナウイルス変異種への対策として、英国及び南アフリカからパナマへの一時的入国制限の実施が発表された（同日付保健省決議第1390号）。

（ア）パナマ入国の20日前までに、英国または南アフリカに滞在または乗り換えを行った者については、移動方法が空路・海路・陸路の別、商業便・個人手配

の別によらず、一時的にパナマへの入国を禁止する。

（イ）パナマ人及び居住許可のある外国人で上記１の要件に該当する者は、パナマ到着時にPCR検査または抗原検査を強制的に受検する。当該入国者は、検査結果によらず、変種の新型コロナウイルスに感染していないことを確認するため保健当局が指示する期間、ホテル病院で隔離される。

（ウ）本入国禁止措置は１２月２１日午後１１時５９分から適用する。

●外交

１ フェレル外務大臣の辞任に伴うモイネス新外務大臣の任命

（１）２日、フェレル外務大臣の辞任に伴い、エリカ・モイネス多国間関係・協力担当外務次官が新たな外務大臣に任命された。当地紙によれば、同大臣の辞任の詳細は不明としつつも、今後は民間セクターでの活動に戻る旨報じられた。

（２）フェレル外務大臣の辞任公表後、アルファロ二国間関係担当外務次官も辞表を提出した旨報道された。また、同次官は、大統領府顧問に任命された。

（３）同日午後、大統領府ツイッターにて、同日付けでアルファロ外務次官の後任として、ダイラ・カリソ（Dayra Carrizo）氏が任命された旨発表された。また、１日よりカストロ（Ana Luisa Castro）氏が多国間関係・協力担当外務次官代行に任命された。

２ ベネズエラ国会議員選挙に関するパナマ外務省の声明

６日、パナマ外務省は同６日にベネズエラで実施された国会議員選挙に関し、自由で民主主義かつ包括的なプロセスを保証するための条件を遵守していないと非難する声明を発出した。

３ 第４回パナマ・米国ハイレベル治安対話の開催

（１）１０日、モイネス外務大臣及びピノ治安大臣は、当地において実施された第４回パナマ・米国ハイレベル治安対話に出席し、クレイグ・フォーラー（Craig Faller）米南方軍（El Commando Sur）海軍大将を代表とする米国代表団と会合を行った。

（２）両国は、同会合において、歴史的な友好関係の基礎となっている民主主義、透明性及び人権擁護といったテーマについて、両国共通の関心事項に対するコミットメントを再確認するとともに、海上・航空地域オペレーションセンター（CROAN）の強化やサイバー問題の継続的な対話等についても協議した。

（了）